

新ひだか町立静内中学校いじめ防止基本方針〔2022年度改訂版〕

はじめに

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成26年4月に「北海道いじめの防止等に関する条例」が施行され、同年8月には、「北海道いじめ防止基本方針」が策定された。平成30年2月には、施行後3年を目途とする条例の見直し規定に基づき、道の基本方針が改定された。この基本方針に基づき、「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」が策定された。これらを受け、本校においても毎年、「静内中学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行い、いじめの未然防止と早期発見、早期解決により一層努めていく。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

法及び道条例では、いじめとは「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「新ひだか町立静内中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止・解消のための基本姿勢

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、きめ細かな観察、声かけなど様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、校内はもとより、関係機関・団体、専門家などと協力して解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が連携・協力して、事後の指導に当たる。

3 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

また、教師一人一人が分かりやすく楽しい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育むよう努める。

道徳の時間を核として全ての教育活動を通して「命の大切さ」についての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持つように指導するとともに、いじめを見て見ぬふりをするのは、いじめに加担することであることを自覚させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

①学年・学級の取組

「いじめ撲滅宣言」の制定と署名、掲示

②生徒会の取組

「いじめ撲滅宣言」（2013.2.27 制定）の周知と実行

「和顔会語」をテーマとした挨拶運動などの取組

③全校の取組

「真剣・集中・思いやり」をキーワードとした自己点検・自己評価

「情報モラル教室」等の開催

(2) 生徒一人一人の自己存在感・自己有用感の高揚及び自尊感情の育成

①日常の授業

ア「活動機会」の設定の工夫

「発言する」「話し合う」「体験的な学習活動を行う」「自己決定する」機会を設定する。

イ「場所」の工夫

学習活動に最も適し、生徒が活動しやすい場所や、生徒の主体的な活動が生まれ、学習効果が期待できる場所を用意する。

ウ「教材・教具」の工夫

生徒の多様な学習活動が期待される「教材・教具」や学習内容の理解を助け、自分も「分かる・できる」を実感できる「教材・教具」を用意する。また、可能な限り生徒一人一人が取り組める「教材・教具」を用意する。

エ「時間」の保障

生徒に「考える時間」「話し合う時間」「発言・発表する時間」「書く時間」「体験的な学習活動を行う時間」を保障するとともに、学習内容の定着の程度を確認し、実態に応じて復習の時間を設定する。

オ「人」のかかわり合い

指示・発問・評価・助言など、音声言語による働きかけを行い生徒の主体的な学びを促すとともに、板書や資料などの提示により、視覚的な面から働きかけを行い生徒の主体的な学びを促す。また、班での話し合い・体験的な学習活動、教え合い学び合いなどを仕組み、生徒同士のかかわり合いを促す。

②学校生活全般での指導

一人一人がかけがえのない存在であることを常に生徒に意識させるとともに、一人一人の考え方・感じ方・行い方・表現の仕方などに内在する「その生徒なりのよさ」を取り上げ、本人はもとより学級全体にそのことに気づかせる働きかけをする。また、様々な活動を通して「自分もまんざらではないな。」「自分も役に立っているな。」といった実感をもたせる働きかけをする。

③進路指導の充実

学校で学ぶことの目的意識を持たせるため、進路目標との関連を図った指導を行うとともに、社会に出たときに通用する資質・能力を身に付けることの大切さをあらゆる機会を通じて指導する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的にきめ細かな観察を行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない。
- ②「おかしい」と感じた生徒がいる場合には、学年会や研修、職員会議などの場において気づいたことを共有し、より多くの目で当該生徒を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談」を行い当該生徒から悩みなどを聞くなどして、いじめの早期発見に努める。
- ④「いじめに関するアンケート調査」を年2回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行うなどして、いじめの早期発見に努める。
- ⑤ネットパトロールや生徒・保護者からの情報収集に努め「ネットいじめ」の早期発見に努める。また、保護者の意識を一層高めていく。
- ⑥タブレット端末を使用し、チャット機能等で相手を誹謗中傷したり、他人のQRコードを利用したなりすまし行為、個人情報の流出等を防ぎ、ネットモラルの啓発を積極的に進めていく。

(2) いじめの早期解決

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長をはじめ、全ての教職員が対応を協議し、的確に役割分担を行い問題の解決に当たる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめられている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
- ③いじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にいる生徒にもいじめているのと同様であることを指導する。
- ④いじめ問題には、校内組織だけでなく、関係機関・団体、専門家など連携・協力して解決に当たる。
- ⑤いじめられている生徒の心の傷を癒やすために養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとりながら、適切に対応していく。

(3) 家庭・地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が発生したときには、家庭との連携を普段以上に密に行い、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- ②状況に応じて、教育委員会や人権擁護委員会、いじめ相談窓口、警察等との連携を図る。

5 いじめ問題に取り組むための組織体制の構築

(1) 校内組織

①生徒指導交流会の開催

定期的に全教職員で心配される生徒について、現状や指導方針等について情報を共有し、共通行動で対応できるようにする。

②「校内いじめ不登校対策委員会」の設置

いじめ防止やいじめ問題解消のための取組を行うため、教頭、生徒指導担当、当該学級担任、養護教諭による「校内いじめ不登校対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

③緊急且つ重大ないじめ問題が発生した場合には、発見者が、その場において適切な措置を講じるとともに、直ちに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により、「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、指導支援体制を構築する。また、職員会議を開催し、全職員の共通理解の下、迅速に対応する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

重大ないじめ問題の場合で校内組織だけでは解決が困難な場合は、校長、教頭、生徒指導担当、PTA 会長、町教育委員会職員（指導主事）からなる「緊急いじめ対策委員会」を招集し、連携して問題の解消に当たる。

6 基本方針に関するその他の事項

(1) 基本方針の見直し

北海道や市において基本方針などが改正されるなど、見直しすべき事情が生じた場合には、見直しを行う。

(2) 学校の基本方針の公開

学校の基本方針については、その内容を保護者、地域住民、関係機関等に公開する。

平成 25 年 12 月 12 日 制定
令和 4 年 4 月 5 日 改訂